平成２９年（フ）第４３６４号
東京都世田谷区成城４丁目16―25―406、住民票上の住所埼玉県さいたま市岩槻区並木２丁目３－１－1409
破産者　末本　和哉
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９５４号
東京都渋谷区東１―13―４
破産者　ゴーウィズザブルー有限会社
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７号
石川県小松市桂町ロ18番地甲
破産者　有限会社田中板金
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第４４号
鹿児島県薩摩川内市水引町527番地６
破産者　株式会社アクセレートデバイス
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１６２３号
福岡市早良区賀茂２丁目５番31―202号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区福重５丁目５番22―202号
破産者　手塚　美咲（旧姓毎熊）
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８０２号
福岡市西区内浜２丁目６番３号
破産者　楢崎　隆二
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９９号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目65番地
破産者　岡崎　礼貴
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１３９４号
福岡市城南区南片江４丁目15番10号
破産者　森友　茂行
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３９５号
福岡市城南区南片江４丁目15番10号
破産者　森友砂惠子
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７２９号
福岡市東区美和台１丁目８番４号、居所高知市五台山1235番地　彼末明方
破産者　彼末　　亘
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７９６号
福岡市東区名島５丁目52番９号
破産者　植竹　博志
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８５２号
福岡市東区八田３丁目14番13号
破産者　淺原　伸明
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８６８号
福岡市南区弥永２丁目１番６―305号
破産者　竹原　謙蔵
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８７０号
福岡市博多区博多駅南２丁目３番35―401号
破産者　古川　修一
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９１６号
福岡市南区長住３丁目１―33―305号、住民票上の住所福岡市南区長住７丁目２番21―202号
破産者　白石　　学
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５９号
福岡市早良区内野１丁目12番８－４号
破産者　嶋田　　愛
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９６０号
福岡県古賀市天神１丁目１番29号　パーレンス古賀105号
破産者　石川　裕次
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９９２号
福岡市西区壱岐団地21番402号
破産者　吉次　悦子
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９９６号
福岡市南区的場２丁目８番2202号、前住所福岡市南区井尻３丁目17番37―102号
破産者　横光優三男
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部